十　神経学的検査の施設基準
(1)　当該保険医療機関内に当該検査を行うにつき必要な医師が配置されていること。
(2)　当該検査を行うにつき十分な体制が整備されていること。
十の二　補聴器適合検査の施設基準
(1)　当該保険医療機関内に当該検査を行うにつき必要な医師が配置されていること。
(2)　当該検査を行うにつき十分な装置・器具を有していること。
十一　コンタクトレンズ検査料の施設基準
(1)　通則
イ　当該検査を含む診療に係る費用について、当該保険医療機関の見やすい場所に掲示していること。
ロ　当該検査を受けている全ての患者に対して、当該検査を含む診療に係る費用について説明がなされていること。
(2)　コンタクトレンズ検査料1の施設基準
イ　次のいずれかに該当すること。
①　当該保険医療機関を受診した患者のうち、コンタクトレンズに係る検査を実施した患者の割合が三割未満であること。
②　当該保険医療機関を受診した患者のうち、コンタクトレンズに係る検査を実施した患者の割合が四割未満であり、かつ、当該保険医療機関内に眼科診療を専ら担当する常勤の医師が配置されていること。
ロ　次のいずれかに該当すること。
①　入院施設を有すること。
②　当該保険医療機関を受診した患者のうち、コンタクトレンズ検査料を算定した患者数が年間一万人未満であること。
③　コンタクトレンズに係る検査を実施した患者のうち、自施設においてコンタクトレンズを交付した割合が九割五分未満であること。
(3)　コンタクトレンズ検査料2の施設基準
イ　(2)のイに該当すること。
ロ　(2)のロに該当しないこと。
(4)　コンタクトレンズ検査料3の施設基準
イ　(2)のイに該当しないこと。
ロ　(2)のロに該当すること。
十一の二　ロービジョン検査判断料の施設基準
当該保険医療機関内に当該療養を行うにつき必要な常勤の医師が配置されていること。
十二　小児食物アレルギー負荷検査の施設基準
(1)　当該保険医療機関内に当該検査を行うにつき必要な医師が配置されていること。
(2)　当該検査を行うにつき十分な体制が整備されていること。
十三　内服・点滴誘発試験の施設基準
(1)　当該保険医療機関内に当該検査を行うにつき必要な医師が配置されていること。
(2)　当該検査を行うにつき十分な体制が整備されていること。
十四　センチネルリンパ節生検（片側）の施設基準
(1)　当該保険医療機関内に当該検査を行うにつき必要な医師が配置されていること。
(2)　当該検査を行うにつき十分な体制が整備されていること。
十五　CT透視下気管支鏡検査加算の施設基準
(1)　当該検査を行うにつき十分な体制が整備されていること。
(2)　当該検査を行うにつき十分な機器を有していること。
十六　有床義歯咀嚼（そしゃく）機能検査の施設基準
(1)　当該検査を行うにつき十分な体制が整備されていること。
(2)　当該検査を行うにつき十分な機器を有していること。
第六　画像診断
一　画像診断管理加算の施設基準
(1)　画像診断管理加算1の施設基準
イ　放射線科を標榜（ぼう）している保険医療機関であること。
ロ　当該保険医療機関内に画像診断を専ら担当する常勤の医師が配置されていること。
ハ　画像診断管理を行うにつき十分な体制が整備されていること。
(2)　画像診断管理加算2の施設基準
イ　放射線科を標榜している病院であること。
ロ　当該保険医療機関内に画像診断を専ら担当する常勤の医師が配置されていること。
ハ　当該保険医療機関において実施される全ての核医学診断及びコンピューター断層撮影診断について、ロに規定する医師の指示の下に画像情報等の管理を行っていること。
ニ　当該保険医療機関における核医学診断及びコンピューター断層撮影診断のうち、少なくとも八割以上のものの読影結果が、ロに規定する医師により遅くとも撮影日の翌診療日までに主治医に報告されていること。
二　遠隔画像診断による写真診断（歯科診療以外の診療に係るものに限る。）、基本的エックス線診断料（歯科診療以外の診療に係るものに限る。）、核医学診断及びコンピューター断層診断の施設基準
(1)　送信側
離島等に所在する保険医療機関その他の保険医療機関であって、画像の撮影及び送受信を行うにつき十分な機器及び施設を有していること。
(2)　受信側
イ　当該保険医療機関内に画像診断を専ら担当する常勤の医師が配置されており、高度の医療を提供するものと認められる病院であること。
ロ　遠隔画像診断を行うにつき十分な体制が整備されていること。
三　ポジトロン断層撮影、ポジトロン断層・コンピューター断層複合撮影、ポジトロン断層・磁気共鳴コンピューター断層複合撮影及び乳房用ポジトロン断層撮影の施設基準
(1)　ポジトロン断層撮影、ポジトロン断層・コンピューター断層複合撮影、ポジトロン断層・磁気共鳴コンピューター断層複合撮影又は乳房用ポジトロン断層撮影に係る診療料を算定するための施設基準
イ　画像診断を担当する常勤の医師（核医学診断について、相当の経験を有し、かつ、核医学診断に係る研修を受けた者に限る。）が配置されていること。
ロ　当該断層撮影を行うにつき十分な機器及び施設を有していること。
ハ　当該断層撮影を行うにつき十分な体制が整備されていること。
(2)　適合していない場合には所定点数の百分の八十に相当する点数により算定することとなる施設基準
次のいずれかに該当すること。
イ　(1)のロに掲げる診断撮影機器での撮影を目的とした別の保険医療機関からの依頼により撮影を行った症例数が、当該診断撮影機器の使用症例数の一定割合以上であること。
ロ　特定機能病院、がん診療の拠点となる病院又は高度専門医療に関する研究等を行う国立研究開発法人に関する法律（平成二十年法律第九十三号）第三条の二に規定する国立高度専門医療研究センターの設置する医療機関であること。